

冤罪と裁判所の権力に関する考え

大学1年生で初めて法律を勉強したとき、先生が私たちに映画を見て、その感想を書くように言ったことを覚えている。その映画のタイトルは忘れたが、その映画を見て、法律は絶対的な意味での正義の具現化ではないということを理解したことを覚えている。裁判所は公平性と正義を判定する場所であるというのが一般的な見解だが、「公正」を定義するのは誰なのだろうか。

教科書である『日本国憲法を考える』には、「憲法はその国の最高法規です。つまり、この国で最も強い力を持っているのが憲法です。憲法に反するようなものは、すべて許されません」と書かれている。¹憲法第98条第1項も「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定している。日本は、憲法を政府の意向に応じて自由に変更できる国とは異なり、標準的で厳格な憲法を持つ法治国家として知られているので、これは憲法権力を最高位に置く明確な条文であると考えられる。

ルソーは、「人間が新しい力を生み出すことは不可能であり、既存の力を利用するために手を組むことしかできない。したがって、全員の力を合わせ、動機の推進力の下で一致団結して行動することによってのみ、障害を克服しなければならな

い」ⁱⁱと述べた。この文脈で社会契約の概念が生まれた。私たち一人ひとは権利の一部を放棄し、より大きな自由と引き換えに、権利の一部を人類集団に「譲渡」する。これは憲法権力の源泉の一つ、すなわち、人々が安定して生きていくために自らの権利を至高の存在に委任するものだと考えられる。

形式的には、他の法律もそのような正当性を持っている。なぜなら、それぞれの法律の制定と改正は、国民によって選出された国会によって承認されなければならないからである。憲法は社会契約と国民の意志から生まれたものであり、他の法律も憲法に従わなければならないため、すべての法律は国民の意志から生まれたものとみなすことができる。しかし、最終的には裁判所が有罪か無罪かを決定する。裁判所の判決は、法律の抽象的な文言を外部に表現したものとみられる。

人間の文化では、裁判所のシンボルは「天秤」と「ハンマー」である。天秤は物体の重さの差を比較する計測器であり、両側の重さが少しでも違うと傾く。裁判所は目に見えない行為を裁き、善悪を判断する機関であり、公平かつ公正であることが求められる。ハンマーは「判断の力」、つまり有罪か無罪かの判断を表す。裁判所による有罪か無罪かの決定は、警察と検察の捜査、証拠、および判例に基づいて行われる。このように、司法制度全体は国民の意志に基づいて生まれている。私たちには法律が必要であり、立法が必要であり、法執行機関が必要である。

しかし、すべてが完璧であるなら、冤罪はどのようにして起こるのだろうか。

ある人が犯していない犯罪で有罪判決を受けるという極端な状況を想像してみよう。

これはまれな状況だが、起こる可能性がある。この場合、裁判所の権力にはそれほど「正当性」がないように思われる。憲法は国民と国家の間の社会契約から生まれたものであり、他の法律も憲法に従わなければならない。しかし、最終的に決定を下すのは、「証拠、捜査、判例」に基づいて判断する裁判所である。権力の源が変わった。

したがって、裁判所の判決は法律に基づいており、法律の神聖さを持っているが、それ自体も模糊とした力を持っている。「店の在庫が十分であれば、買い手はいつでも好きなときに行くことができます。商品が不足している場合は、購入者は列に並んで待たなければなりません。列が長くなりすぎる場合は、秩序を維持するために警官を派遣する必要があります。これがソビエト官僚機構の権力の出発点である。誰が何かを入手でき、誰が待たなければならないかを『知っている』のです」ⁱⁱⁱと、トロツキーは『裏切られた革命』の中で、ソビエトの権力の源泉について述べているが、それは裁判所にも当てはまると思われる。

法律は国民の意志から生まれるが、裁判所の権力は、誰が犯罪を犯したかを「知っている」ことから生まれる。言い換えれば、法律は神聖なものであり、社会契約の産物であるが、裁判所の最終的な判決は、複数の権力の混合によるものである。法律は社会秩序を保つための手段ではあるが、絶対的な正義を表すものではない。

い。裁判所は公平性と正義を判断する場と考えられているが、公平性の定義自体は主観的なものである。このような状況では、冤罪が発生する可能性がある。

それにもかかわらず、日本は依然として高度に発達した法治国家である。しかし、中国の伝統的な概念では、裁判所は「絶対的な公平」を持っている。人々がそのような期待を持って司法に近づくと、失望することが多い。法律や司法権は疑う余地のないものではなく、その運用は常に最適化され、改善される必要があることを人々は理解する必要があると思う。「公正」は固まったものではなく、それは絶え間ない妥協を通じて達成された結果にすぎない。

ⁱ 松井茂記『日本国憲法を考える』（第3版、大阪大学出版会、2014年）。

ⁱⁱ ジャン＝ジャック・ルソー『社会契約論』第1編第6章（1762年）。

ⁱⁱⁱ レフ・トロツキー『裏切られた革命』第5章「ソビエトのテルミドール」第3節「テルミドールの社会的根源」（1936年。英訳：Max Eastman, *The Revolution Betrayed*, 1937）。